

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第5部門第2区分  
 【発行日】平成25年2月7日(2013.2.7)

【公表番号】特表2012-511124(P2012-511124A)  
 【公表日】平成24年5月17日(2012.5.17)  
 【年通号数】公開・登録公報2012-019  
 【出願番号】特願2011-539467(P2011-539467)  
 【国際特許分類】

F 1 6 L 37/12 (2006.01)

E 0 3 C 1/02 (2006.01)

【 F I 】

F 1 6 L 37/12

E 0 3 C 1/02

【手続補正書】

【提出日】平成24年12月6日(2012.12.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

回転カップリングが設けられた導管構造であって、

一端に独立した第1の連結部(4)が設けられた第1のホース部(1)と、

さらなる部分(6, 15; 2, 4, 19)の一端に設けられ、前記第1のホース部(1)と前記さらなる部分(6, 15; 2, 4, 19)を互いに接続してそれらの間で液体を輸送するようにした第2の連結部(5)とをさらに備え、

前記第1の連結部は前記第2の連結部内に挿入可能であり、これらの連結部には独立したシール部材(9)とともに固定手段(17, 18)が設けられ、前記第1および第2の連結部が回転可能、かつ摺動不可能に連結されている導管構造において、

前記第1のホース部(1)は、前記第1の連結部(4)を通り、前記独立した第1の連結部をある距離だけ越えて延在し、連結状態において、前記シール部材(9)は、前記第1のホース部の前記第1の連結部を越えて延在する部分と前記第2の連結部(5)との間の空間を封止することを特徴とする導管構造。

【請求項2】

請求項1に記載の導管構造において、

前記シール部材(9)は前記第1のホース部(1)に設けられ、前記空間の外側は、直径が減少することなく前記第2の連結部(5)の自由端につづく部分(12)によって画定されていることを特徴とする導管構造。

【請求項3】

請求項1または請求項2に記載の導管構造において、

前記シール部材(9)はリングを備えることを特徴とする導管構造。

【請求項4】

請求項1から請求項3のいずれか1項に記載の導管構造において、

前記第2の連結部(5)は、望ましくはプラスチック材料からなり、連結状態において前記シール部材(9)、および少なくとも前記第1の連結部(4)の一部の周囲に延在するソケット(10)を備え、前記ソケットの内側は、望ましくは、最も大きな内径を有し、前記シール部材によって封止される前記空間を画定する第1の部分(12)と、直径が

小さく、前記第1のホース部(1)の端部がはめ込まれる第2の部分(13)と、直径が少なくとも実質的に前記連結されたホース部(1)の内径と一致する第3の部分(14)とを備える階段状の構造を有することを特徴とする導管構造。

【請求項5】

請求項4に記載の導管構造において、

可撓性の第2のホース部(15)が前記ソケット(10)に接続され、当該ホース部の直径は、前記ソケット(10)の前記第3の部分(14)の直径と少なくとも実質的に一致し、望ましくは前記ソケット(10)と前記第2のホース部は、例えば吐水パイプ(6)などのパイプ内に収容され、前記第2のホース部(15)は、前記ソケット(10)にかぶせられ、前記ソケット(10)と前記パイプとの間で締め付け固定され、前記ソケット(10)と前記第2のホース部との間を封止することを特徴とする導管構造。

【請求項6】

請求項1から請求項5のいずれか1項に記載の導管構造において、

前記固定手段(17, 18)は、前記第1の連結部(4)によって前記第2の連結部(5)から前記第1のホース部(1)を取り外すために解除されることを特徴とする導管構造。

【請求項7】

請求項6に記載の導管構造において、

前記固定手段(17, 18)には、クランプスプリング、ユニオンナット等が設けられていることを特徴とする導管構造。

【請求項8】

請求項1から請求項7のいずれか1項に記載の導管構造において、

前記さらなる部分(2, 4, 19)は、ホース(2)のさらなる第1の連結部(4)に接続するためのさらなる第2の連結部(5)を有する対称カップリング(19)を含むことを特徴とする導管構造。

【請求項9】

請求項1～8のいずれか1項に記載の導管構造において、

前記第1のホース部(1)は、前記導管構造の隣接部分に遷移なしでつながることを特徴とする導管構造。

【請求項10】

請求項1から請求項9のいずれか1項に記載の導管構造において、

前記第1のホース部(1)は、ホース(2)のインナーチューブを形成し、前記ホースは前記インナーチューブと、前記インナーチューブを取り囲む、例えば金属メッシュの鞘部(3)とを備え、

望ましくは、前記第1の連結部(4)は、前記鞘部と前記鞘部を越えて延びる前記インナーチューブとの間に配置された薄肉パイプ状部(7)を備え、望ましくは、クランプ部材(8)によって前記鞘部を前記パイプ状部に締め付け固定することを特徴とする導管構造。

【請求項11】

栓、とくに給湯栓であって、

請求項1から請求項10のいずれか1項に記載の導管構造を備え、

前記第2の連結部(5)は吐水パイプ(6)の一部を形成することを特徴とする栓。